

はじめに

平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

そこで、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取り組みのみならず、県や町、民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要である。

加えて、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「強靱化」の推進を図るため、本計画以外の上板町の計画等の指針となるべきものとして、「上板町国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される。

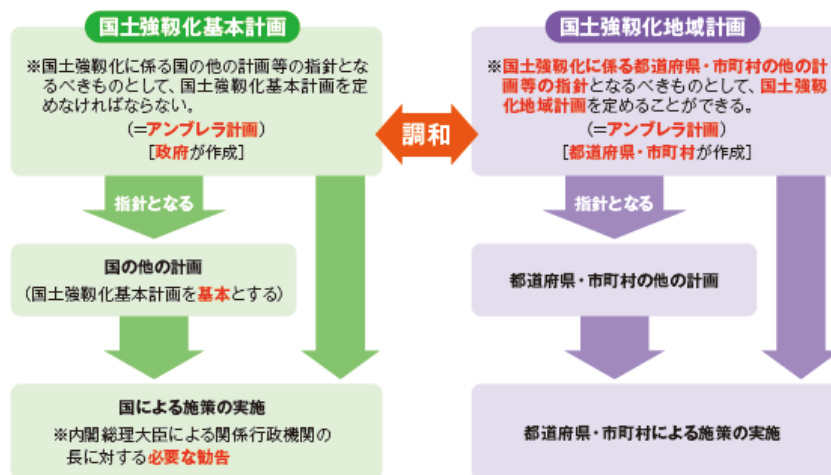
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

上板町においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、本町における強靱化に関し、町総合計画と調和を図り、「地域計画」以外の本町の計画等の分野別・個別計画の強靱化に関する部分の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和5年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本町の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本町の強靱化に向けた取り組み姿勢
 - ①本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組みにあたること
 - ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること
 - ③国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取り組みについても取り入れるなど、本町の総力を挙げた取り組みとすること
 - ④本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ⑤事前復興の取り組みを推進すること
 - ⑥「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進
持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、本町ならではの取り組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標 (対応目標・・・太字)

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaveno one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取り組むこととしています。

(2) 適切な施策の組み合わせ

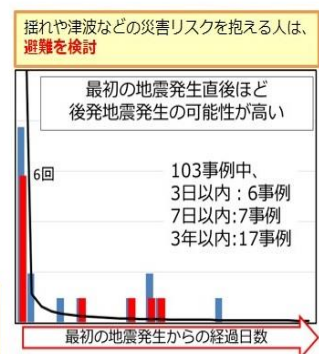
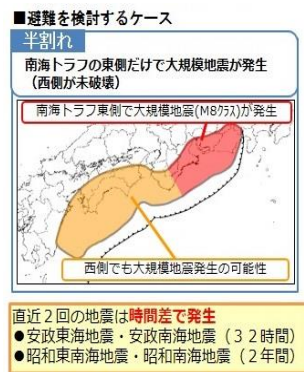
- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本町の特性を踏まえた本町独自のものとして、先進的な取り組みを反映すること
- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取り組みを推進すること
- ・支援の長期途絶に備えた取り組みを推進すること



Ⅲ 強靱化の取り組みの現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本町の特性

(1) 地勢

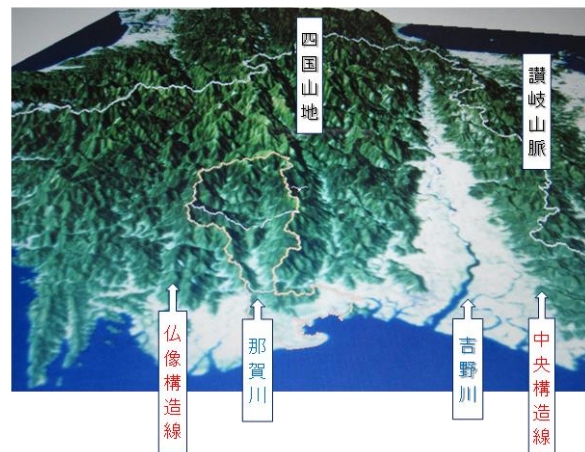
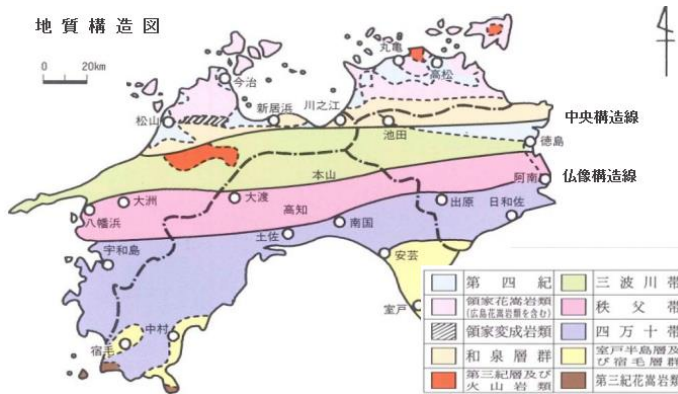
本町は徳島県の北東部に位置し、北部には讃岐山脈、南部には吉野川がある。讃岐山脈は全般的に低く、山麓には扇状地が発達している。町の平野部中央付近を東西に流れる宮川内谷川から吉野川に至る平坦部は、沖積層の肥沃な農耕地を形成し、藩政期から明治にかけては、葉藍の主要産地であった。



(2) 地質

本町の地質構造は、町のほぼ中央部を東西に走る中央構造線によって、北側の山地部と南側の平野部に分けられる。北側は、讃岐山脈を形成する和泉層群の山地であり、南側では、四国山地北部をつくる三波川結晶片岩類の上を沖積層が覆い、本町の平地部をつくっている。

中央構造線の北側の和泉帯は、風化されやすい砂岩から形成されている。中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯となっている。



(3) 気象・気候

気温は、年間を通して比較的温暖（年間平均気温が15度前後）で、瀬戸内気候であり、小雨地域に属している。

また、本県は、日照時間が長く、天候が良いため、年間日照時間は、全国第6位（2018年・気象統計情報）となっている。

(4) 人口

国勢調査の結果によると、2015年10月1日時点での本町の人口は、12,039人となっており、2005年以降は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

年	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総人口（人）	12,074	12,523	12,546	12,721	12,952	13,123	12,727	12,039
世帯数（世帯）	3,103	3,236	3,298	3,515	3,896	4,116	4,249	4,256

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本町の特性」や

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
- (4) 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風 梅雨前線 豪雨 豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

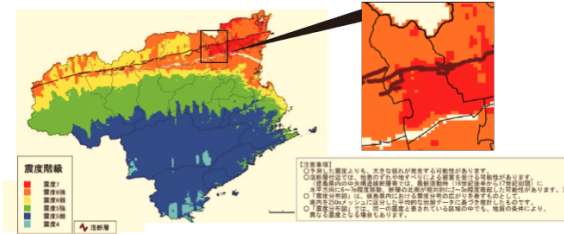
参考

中央構造線・活断層地震

徳島県では、讃岐山脈南縁部に国内有数の断層帯である「中央構造線断層帯」が縦断しており、ここを震源とする直下型地震が発生すれば吉野川北岸を中心として甚大な被害が予想されます。なお、発生確率は30年以内ではほぼ0~0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価値」は「Aランク(やや高い)」に区分されています。

震度分布

中央構造線・活断層地震による震度分布(徳島県公表)を見ると、吉野川沿いの平野部において「震度6弱~7」の揺れが示されています。上板町では、全域で「震度6強以上」となっており、特に、町南部の平地では「震度7」の巨大な揺れが発生する可能性があることが示されています。



被害想定

徳島県中央構造線・活断層地震被害想定(平成29年7月公表)において、中央構造線・活断層地震が発生した際に上板町に想定される被害として、以下のような結果が示されています。

地震動		建物被害(冬18時)		人的被害(冬深夜)	
地震規模	最大震度	全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数
M7.7	震度7	1,900棟 <small>うち 全壊: 1,800棟 地震火災: 100棟</small>	1,200棟 <small>うち 全壊: 920棟 地震火災: 280棟</small>	120人 <small>うち 建物被害: 120人</small>	450人 <small>うち 建物被害: 450人</small>

ライフライン被害(直後:冬18時)			生活支障(冬18時)		
断水人口	停電軒数	固定電話不通回線数	避難者		
99% (11,800人)	100% (5,700軒)	100% (4,100回線)	1日後	1週間後	1ヶ月後
			5,500人 <small>うち避難者: 3,300人</small>	6,900人 <small>うち避難者: 3,400人</small>	6,800人 <small>うち避難者: 2,000人</small>

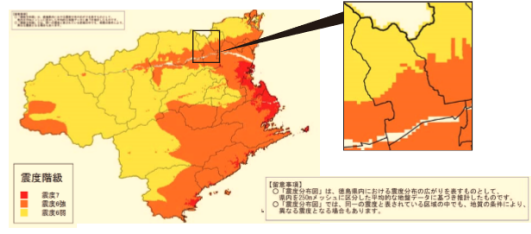
上板町防災マップより抜粋

南海トラフ巨大地震

南海トラフの巨大地震とは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く海溝(トラフ)沿いの広い震源域が運動して引き起こす地震で、甚大な被害が生じると想定されています。なお、発生確率は30年以内で70%~80%といわれており、刻一刻と次の巨大地震が迫っている状況です。

震度分布

南海トラフ巨大地震による震度分布(徳島県公表)を見ると、県内全域で「震度6弱~7」の揺れが示されています。上板町では、全域で「震度6弱以上」となっており、特に、町南部の平地では「震度6強」の揺れが発生する可能性があることが示されています。

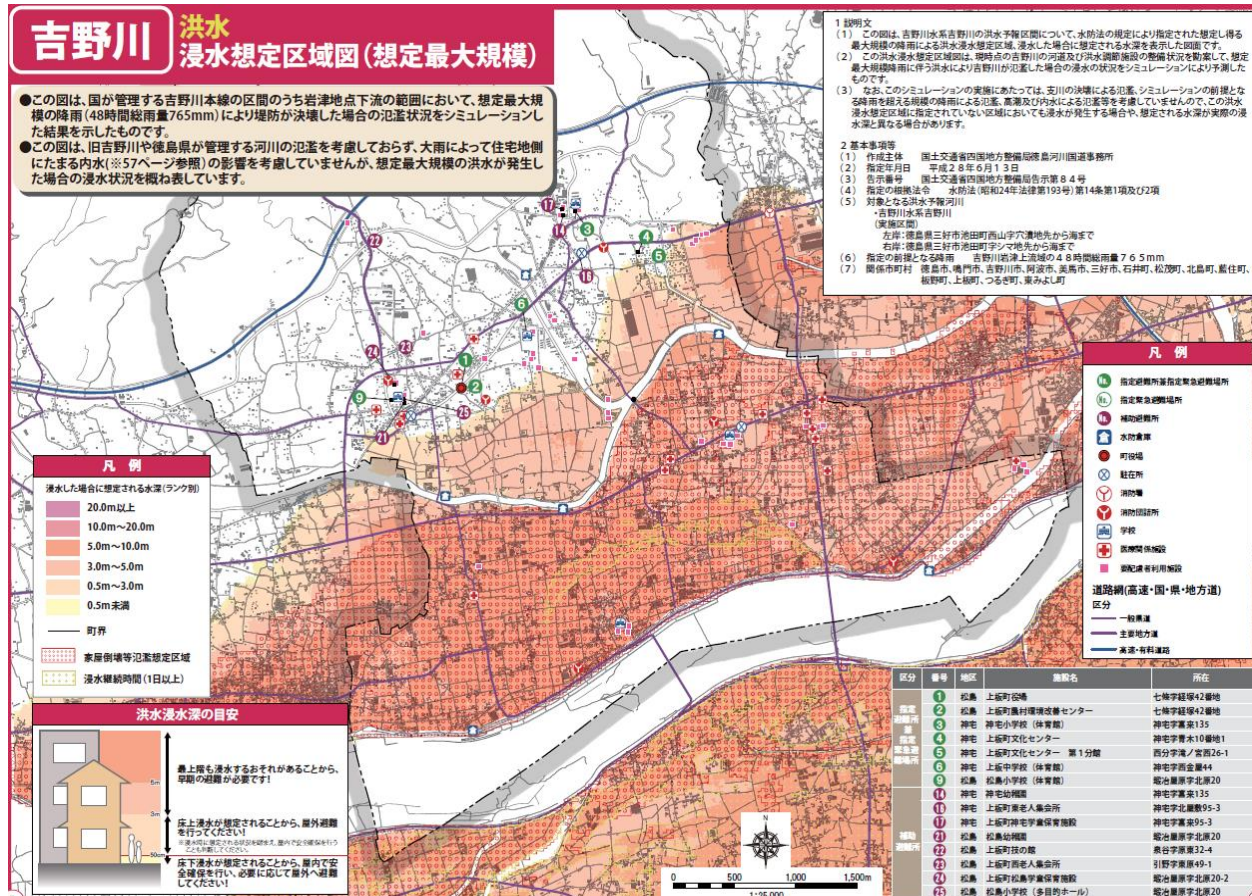


被害想定

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次:平成25年7月31日)及び徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次:平成25年11月25日)において、南海トラフ巨大地震が発生した際に上板町に想定される被害として、以下のような結果が示されています。

地震動		建物被害(冬18時)		人的被害(冬深夜)	
地震規模	最大震度	全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数
M9.0	震度6強	460棟 <small>うち 全壊: 440棟 地震火災: 20棟</small>	1,300棟 <small>うち 全壊: 1,000棟 地震火災: 300棟</small>	30人 <small>うち 建物被害: 30人</small>	230人 <small>うち 建物被害: 230人</small>

ライフライン被害(直後:冬18時)			生活支障(冬18時)		
断水人口	停電軒数	固定電話不通回線数	避難者		
97% (11,800人)	100% (5,800軒)	100% (4,200回線)	警報解除後当日	1週間後	1ヶ月後
			1,500人 <small>うち避難者: 920人</small>	3,200人 <small>うち避難者: 1,600人</small>	2,700人 <small>うち避難者: 800人</small>

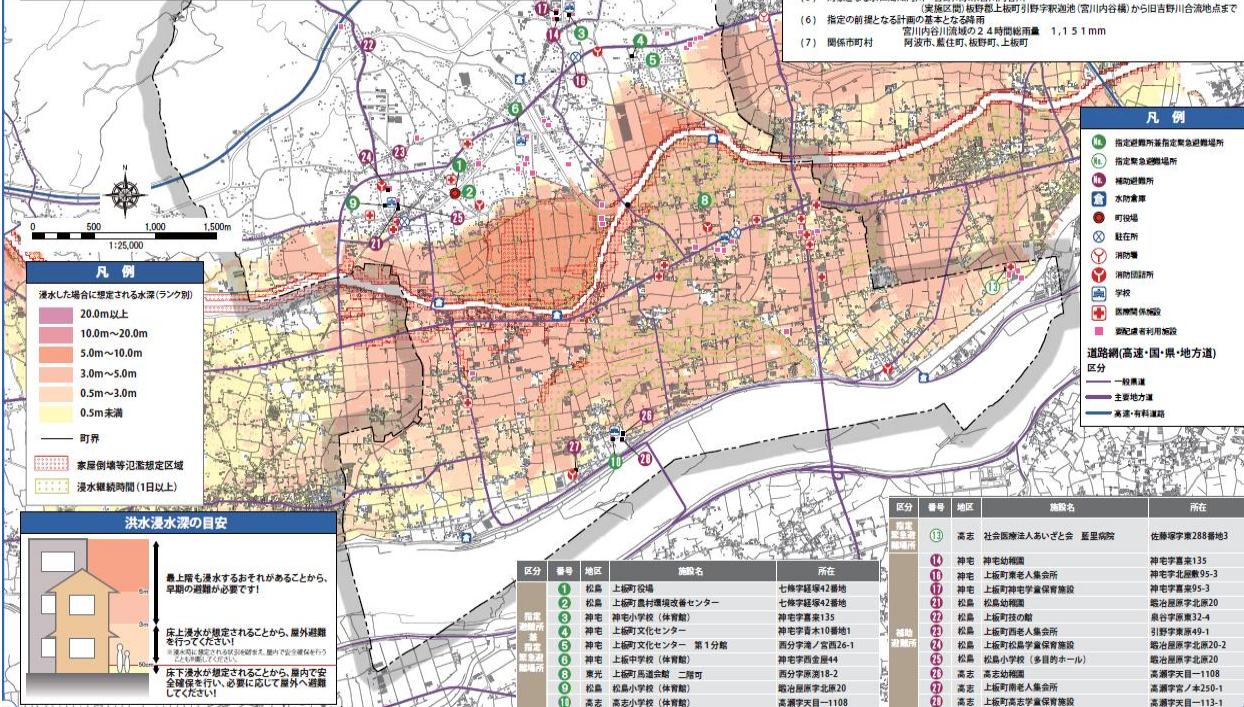


上板町防災マップより抜粋

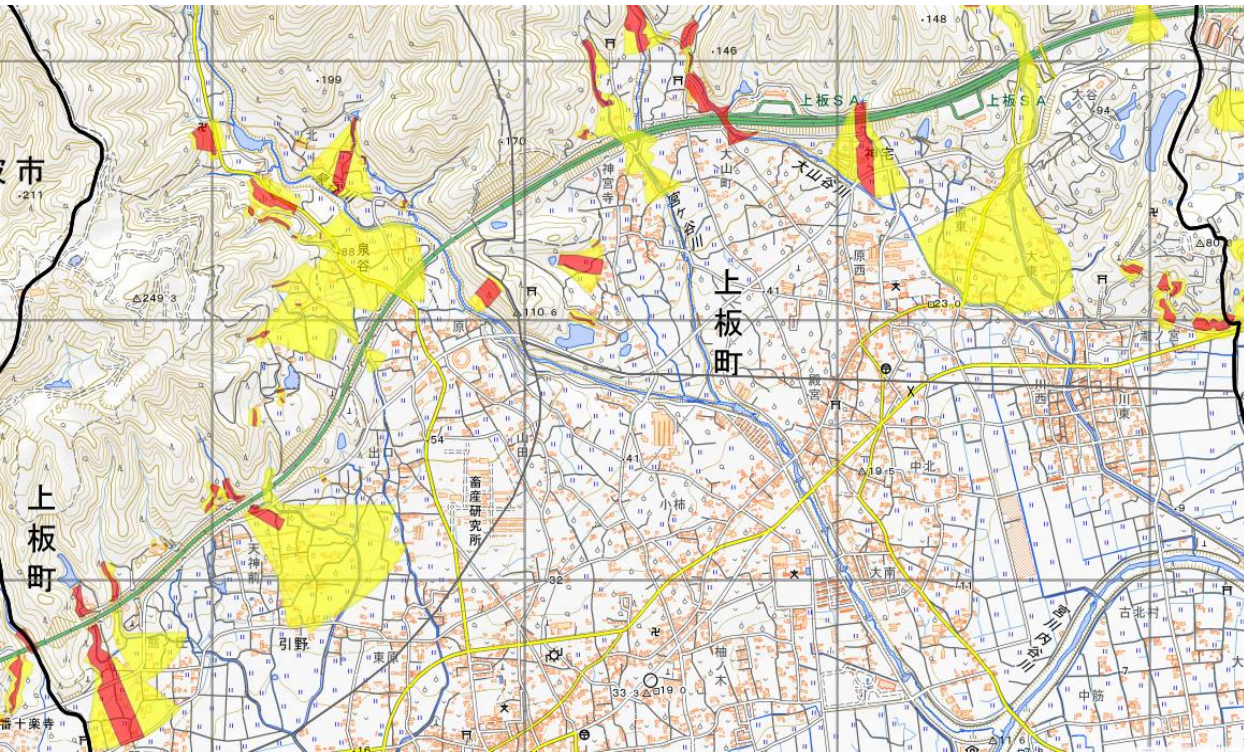
宮川内谷川 洪水 浸水想定区域図 (想定最大規模)

●この図は、県が管理する宮川内谷川の区間において、想定最大規模の降雨(24時間総雨量1,151mm)により堤防が決壊した場合の氾濫状況をシミュレーションした結果を示したものです。
 ●この図は、吉野川や旧吉野川・今切川などの河川の氾濫を考慮しておらず、また大雨によって住宅地側にたまる内水(※57ページ参照)の影響を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際に浸水深と異なる場合があります。

- 1 説明文
 (1) この図は、吉野川水系宮川内谷川の水位通知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合には指定される水深を告示した図です。
 (2) この浸水想定区域は、現時点の宮川内谷川の河況及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により宮川内谷川には人畜は入差しない場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、河川の決壊によるはん濫、シミュレーション前提となる降雨を越える規模の降雨によるはん濫、高潮及び内水によるはん濫を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
 (1) 作業主体 徳島県
 (2) 作業年月日 平成30年5月29日
 (3) 告示番号 徳島県告示第375号
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 (5) 対象となる水位通知河川 吉野川水系宮川内谷川
 (6) 指定の前提となる計画の基準となる降雨 宮川内谷川流域の24時間総雨量 1,151mm
 (7) 関係市町村 阿波市、藍住町、坂野町、上板町



上板町防災マップより抜粋



徳島県土砂災害情報システムを加工

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と5つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能・警察・消防等
②住環境分野	住宅・環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー・情報通信・農林水産等
⑤土地保全・交通分野	交通・物流・土地保全・土地利用

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	訓練・研修等の充実
②人材育成分野	人材確保・人材育成
③官民連携分野	連携の強化
④長寿命化対策分野	施設等の長寿命化
⑤過疎化対策分野	移住・定住支援等

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-5 農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保			→		
3	必要不可欠な行政機能の確保			→		
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→	→	→
6	ライフライン等の確保・早期復旧			→	→	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→	→	
8	社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備	→			→	→

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。

脆弱性評価の実施手順について

1 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町が実施している取り組みを調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行う。

- ① 町の各部局において、実施している取り組みを調査
- ② 国、県、関係防災機関、関係団体等で実施している取り組みを調査
- ③ 本町の取り組みを整理
- ④ 重要業績指標を選定

2 現状分析

本町の取り組みについて、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

- ① 本町の取り組みの進捗状況や達成度を整理
- ② 「最悪の事態」を回避するため、現在の取組を進めるだけで十分か分析
- ③ 不足する場合には、必要な取組等を検討
- ④ 同様に「施策分野」、「横断的分野」においても分析検討を実施

3 脆弱性評価まとめ等

・「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載。

8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。

IV 強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

39のプログラムについては、上板町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。 2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 3 …… 4 ……	1 すべての人命を守る	1-1 ○○○		○					住宅の耐震化率
		1-2 ○○○					○		重点整備河川の整備率
				○		○	○	起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	土砂災害に係る基礎調査の実施率
		2 救助・救出、医療活動…	2-1 ○○○		○		○		緊急輸送道路の橋梁耐震化率
				○			○		
		3 ……	3 ○○○○					○	
	4 ……		○						

横断的分野

基本計画や県地域計画の施策分野を参考に、5つの横断的分野の推進方針をとりまとめた。

1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、町及び消防団の体制強化による救助・救急活動体制の充実強化を図り、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

- ・ 木造住宅等の耐震化支援事業の実施
- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催
- ・ 空き家等の実態把握
- ・ 老朽危険建築物（空き家等）除却
- ・ 公共施設の非構造部材の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の耐震化
- ・ 学校施設（公立小中学校）の非構造部材耐震化
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化
- ・ 公共施設の長寿命化対策
- ・ 町営住宅長寿命化、維持管理の推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化
- ・ 防災研修と防災教育の充実
- ・ 地区防災計画の作成促進
- ・ 町防災士登録者数の増加
- ・ 自主防災組織との連携強化
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定



1-3) 突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生

<要点>

国・県への河川整備等の要望を推進し、被害の最小化を図るとともに、洪水ハザードマップの公表や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、浸水による人的被害を防ぐ。

- ・ 県管理河川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策
- ・ 公共施設の長寿命化対策（再掲）
- ・ 危機管理型水位計の整備
- ・ ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成
- ・ 洪水タイムラインの作成
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・ 地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）



1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策と森林整備を推進し、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。また、防災研修や防災教育等により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、土砂災害や大雪等による人的被害を防ぐ。

- ・ 森林境界明確化の推進
- ・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成
- ・ 地区防災計画の作成促進（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 避難路・避難施設等の機能強化（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）



2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

<要点>

家庭や地域・町・県それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、孤立集落対策を強化する。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の充実
- ・ 新たな情報伝達手段の検討
- ・ 孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備
- ・ ヘリポートの整備



2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

自衛隊・警察・消防等との連携強化や訓練実施等により災害対応能力の強化を図る。また、消防団等の体制強化を推進する。

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施
- ・ 県・他市町村との合同訓練の実施
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施
- ・ 自衛隊、警察、消防との連携強化
- ・ 自衛隊・警察・消防などの応援部隊が活動する拠点の整備を推進
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）



2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<要点>

道路橋梁の耐震化や長寿命化を推進する。また、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保を推進し、帰宅困難者の受入体制の充実を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 帰宅困難者対策（施設整備・備蓄品の充実等）の推進

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

<要点>

避難所等における感染症の発生・まん延を防ぎ、長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。

また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営訓練を実施し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 避難所等トイレ対策の促進
- ・ 福祉避難所の指定の推進
- ・ スフィア・プロジェクト研修への参加
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 災害時の医療・救護に必要な医薬品等の備蓄
- ・ 災害時の感染症予防やその対策に必要な医薬品等の備蓄
- ・ 感染症対策の研修会等への参加



3 必要不可欠な行政機能は確保する

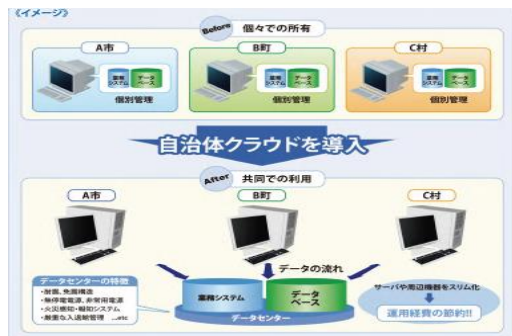
3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

<要点>

行政機能確保対策を推進し、業務継続計画の改定や人材育成等により、行政機能不全の防止を図り、初動対応の遅れを防ぐ。

- ・ 上板町業務継続計画の改定
- ・ 町職員への防災研修・防災訓練等の推進
- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の確保
- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車を導入（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 治安確保に必要な体制の整備及び資機材の整備
- ・ 行政データのクラウド導入



4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<要点>

町民への情報伝達体制の強化を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）の作成（再掲）
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）
- ・ 防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）
- ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）
- ・ 新たな情報伝達手段の検討（再掲）
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 特設公衆電話の設置推進
- ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進



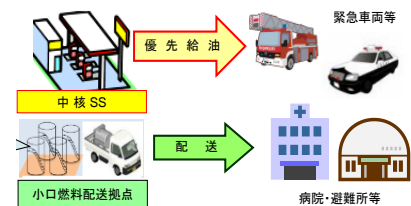
5 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
- 5-2) 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- 5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4) 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

<要点>

関係機関と連携し企業のBCP策定の取り組みを支援する。各ライフライン事業者と燃料供給協定締結により連携を強化し、エネルギー供給停止による行政・住民・企業の活動が機能停止しないよう対策を促す。

- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結
- ・ 総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）



- 5-5) 食料等の安定供給の停滞
- 5-6) 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<要点>

農林水産業に係る基幹的水利施設等の整備・耐震化など生産基盤等の災害対応力の強化と食料等の安定供給のため道路機能強化を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 受援計画の策定
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 食料・飲料水・電力・燃料等の備蓄の促進（再掲）
- ・ 土地改良区や水利組合等の農業用水管理者との連携強化

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能停止

6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<要点>

災害時における電力確保に有効な次世代エコカーの導入を推進する。また、水道施設の耐震化や農業集落排水処理施設における長寿命化等の推進により被害を最小限に留める。

- ・ 電力確保に資するFCV・PHEV・PHV・EV車の導入（再掲）
- ・ ライフライン事業者と燃料供給協定締結（再掲）
- ・ 「水道広域連携検討会」への参加
- ・ 水道施設の耐震化
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進
- ・ 農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）



6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<要点>

輸送ルートを実際に確保するため、道路機能強化や河川整備等を推進し、交通・防災インフラの早期復旧を図る。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）
- ・ 倒木対策の推進<生命線道路や緊急輸送道路等>（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・ 河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 県管理河川の整備促進にむけた要望活動（再掲）
- ・ 吉野川・旧吉野川の洪水対策の促進にむけた要望活動（再掲）
- ・ スマートICの設置検討
- ・ 公共交通機関等との支援協定の締結
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）



7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-2) 沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

<要点>

1-1)、1-2)による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3)、1-4)、1-5)による水害、土砂災害対策に加え、ため池対策を推進し、関係機関との連携強化や訓練を実施して二次災害の防止を図る。

- ・ 木造住宅等の耐震化支援事業の実施（再掲）
- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催（再掲）
- ・ 空き家等の実態把握（再掲）
- ・ 空き家等利活用の推進
- ・ 老朽危険建築物（空き家等）除却（再掲）
- ・ ブロック塀等の安全対策支援事業の実施
- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ ため池ハザードマップ等の策定と作成



7-5) 農地・森林等の被害による荒廃

<要点>

農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成（再掲）
- ・ 森林境界明確化の推進（再掲）
- ・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施（再掲）
- ・ 多面的機能支払交付金の活用による農用地の保全管理

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

橋梁の耐震化や共同・樋門・排水機場の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査の促進や事前復興の取り組みを推進する。

- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化（再掲）
- ・ 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・ 農業水利施設（六条排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・ 樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・ 河川堤防等の地震対策の推進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 県管理河川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 吉野川・旧吉野川の整備促進に向けた要望活動（再掲）
- ・ 事前復興の取り組みの推進
- ・ 災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進
- ・ 文化財保護意識の醸成



8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

<要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。

- ・ 町及び消防団の体制強化（施設整備・資機材整備等）（再掲）
- ・ 消防団に「機能別団員制度」の導入（再掲）
- ・ 消防団に「女性消防団員制度」の導入（再掲）
- ・ 防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・ 町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・ 自主防災組織との連携強化（再掲）



- ・ 上板町業務継続計画の改定（再掲）
- ・ 受援計画の策定（再掲）
- ・ 事前復興の取組みの推進（再掲）
- ・ 関係機関と連携し企業のBCP策定の促進（再掲）
- ・ 関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・ 空き家等の利活用の推進（再掲）

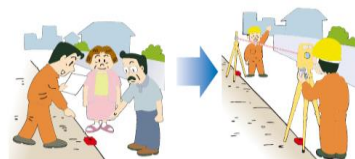


8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

< 要点 >

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるように、事前の用地確保を推進する。

- ・ 地籍調査の推進
- ・ 町職員住家被害認定調査職員の確保
- ・ 町職員被災建築物応急危険度判定士の確保
- ・ 町職員被災宅地危険度判定士の確保
- ・ 応急仮設住宅供給のための用地確保
- ・ 事前復興の取組みの推進（再掲）



●横断的分野

リスクコミュニケーション分野

- ・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・自主防災組織との連携強化（再掲）

人材育成分野

- ・防災研修と防災教育の充実（再掲）
- ・町防災士登録者数の増加（再掲）
- ・スフィア・プロジェクト研修の参加（再掲）
- ・町職員への防災研修・防災訓練等の推進（再掲）
- ・徳島県災害マネジメント総括支援員の確保（再掲）
- ・町職員住家被害認定調査職員の確保（再掲）
- ・町職員被災建築物応急危険度判定士の確保（再掲）
- ・町職員被災宅地危険度判定士の確保（再掲）
- ・災害廃棄物への対応能力向上に係る専門的な教育訓練への参加推進（再掲）

官民連携分野

- ・総合防災訓練、図上訓練の実施（再掲）
- ・関係機関との連携の強化及び訓練の実施（再掲）
- ・公共交通機関等との支援協定の締結（再掲）

長寿命化対策分野

- ・橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕対策（再掲）
- ・緊急輸送道路を補完する農林道・町道の整備（再掲）
- ・農業水利施設（六條排水機場等）の長寿命化（再掲）
- ・樋門・排水機場の長寿命化対策（再掲）
- ・公共施設の長寿命化対策（再掲）
- ・町営住宅長寿命化、維持管理の推進（再掲）
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化（機能診断）（再掲）

過疎対策分野

- ・ 孤立可能性集落への施設整備や資機材等の整備（再掲）
- ・ 新たな情報伝達手段の検討（再掲）
- ・ ヘリポートの整備（再掲）
- ・ 空き家等の利活用の推進（再掲）

V 施策の重点化

39のプログラムについては、上板町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
		④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5 食料等の安定供給の停滞
	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5 農地・森林等の被害による荒廃
	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

計画の推進については、国、県、町、民間事業者、NPO 団体、町民等の叡智を結集し、本町の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しや PDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。

